

番号	<こども計画、第3期子ども・子育て支援事業計画につきまして> 1
項目	「こども計画、第3期子ども・子育て支援事業計画」の特徴や、策定過程における子ども・子育て会議委員からの意見およびパブリックコメントの意見反映について教えてください。とくに保育に関しては、待機児童や入所保留児の実態、定員割れの状況やその課題解消計画について教えてください。
(回答)	
<p>「大阪市こども計画」は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」として位置付け、令和7年3月に策定しました。</p> <p>本計画は、次代の大坂を担うすべてのこども・若者が、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、安全で安心な環境の中で、生きる力をはぐくみながらともに育ち合い、個性や創造性を發揮し、いきいきと自立できる社会、こどもを生み、育てることに安心と喜びを感じることのできる社会を、市民、団体、企業等と協働し、社会全体で実現することにより、誰一人取り残すことなく、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現につなげていくことを基本理念としております。</p> <p>この基本理念のもと、「笑顔はじけるこども・若者が、夢をもち、未来を拓くまち」、「こども・若者、子育て当事者を、みんなで見守り、支え合うまち」、「子育てに夢をもち、子育てに伴う喜びを実感できるまち」というめざすべき「大阪市のまち像」の実現に向け、こどもの視点を何よりも重視すること、すべてのこども・若者と子育て当事者を対象とすること等の重視する8つの視点をもって、5つの基本方向に位置付けた施策について、取組を進めてまいります。</p> <p>また、本計画の策定にあたっては、令和6年12月27日から令和7年1月27日の1か月間、パブリックコメントを実施し、多くの意見が寄せられました。</p> <p>こども・子育て支援会議では、こども・若者当事者の声を反映するためにご就任いただいていることども・若者委員のほか、こども・子育て支援に関する学識経験者や、幼児教育、保育、社会的養護、福祉、青少年活動、地域活動など様々な支援団体、関係者にご参画いただき、パブリックコメントだけでなく、審議会の場で寄せられた幅広いご意見も反映しながら、「大阪市こども計画」を策定しました。</p> <p>保育所等の整備計画については、令和5年度に実施したニーズ調査の結果をもとに今後の保育ニーズ（量の見込み）を算出したうえで、既設の保育所等の入所枠に対して不足が見込まれる場合、必要な保育所等の整備を計画しています。</p> <p>・令和7年4月1日時点における、国の定義に基づく保育所等利用待機児童数及び入所保留児童数については次のとおりです。</p>	

待機児童数

(単位:人)

区分	令和7年4月	令和6年4月	増減
新規利用申込数(保育認定者のみ) (A)	14,840	14,058	782
利用決定児童数 (B)	11,900	11,267	633
転所希望 (C) *1	412	340	72
利用保留児童数 (D) = (A) - (B) - (C)	2,528	2,451	77
一時預かり等対応幼稚園 (E)	23	22	1
企業主導型保育事業 (F)	154	172	▲ 18
育休中 (G) *2	767	1,080	▲ 313
求職活動休止中 (H) *3	229	208	21
特定保育所希望等 (I) *4	1,355	967	388
待機児童数 (J) = (D) - (E) - (F) - (G) - (H) - (I)	0	2	▲ 2

(説明)

利用決定児童数には、調査日時点で保育施設等の利用内定を受けているものを含みます。

利用保留児童数のうち、こども家庭庁の基準により待機児童数から除外する項目ごとに計上しています。

* 1 転所希望

保育所等を現在利用しているもののうち、第1希望の保育所等でない等の理由により他の保育所等への転所を希望しているもので、現保育所等を継続して利用するもの

* 2 育休中

4月1日現在において育休を取得しているもの(利用予約的に申込んだもののほか、利用保留により育休期間を延長するなど、結果として育休中となったものも含む。)のうち、復職の意思がないことが確認できたもの

* 3 求職活動休止中

4月1日現在において、保護者が求職活動を行っていることが確認できないもの

* 4 特定保育所希望等

他に利用可能な保育所等があるにもかかわらず、特定の保育所等を希望し、待機しているものや、利用可能な保育所等のあっせんに応じなかったもの

担当	こども青少年局 企画部 企画課 (企画グループ) 電話 06-6208-8337
	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 (環境整備グループ) 電話 : 06-6208-8041
	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 (幼保利用グループ) 電話 : 06-6208-8037

番号	<保育に関して> 1
項目	貴市の保育士配置基準（公・民）について教えてください。

(公について回答)

保育士配置基準については、国において令和6年度に3～5歳児の配置基準が見直されました。ただし、当分の間は従前の基準による運営も可能とする経過措置が設けられているため、大阪市では、段階的に配置基準等の見直しを行う予定です。

	大阪市	国基準
0歳児	3：1	3：1
1歳児	6：1	6：1
2歳児	6：1	6：1
3歳児	20：1	15：1
4歳児	30：1	25：1
5歳児	30：1	25：1

(民について回答)

保育士の配置基準については、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」をもとに、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を定めております。保育所や地域型保育事業等の保育士等配置基準は国基準に適合したものとし、0歳児は児童3人につき1人、1・2歳児は児童6人につき1人、3歳児は児童15人につき1人、4～5歳児は児童25人につき1人としております。なお、保育士等の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の規定を適用せず、改正前の規定（3歳児は児童20人につき1人、4・5歳児は児童30人につき1人）を適用しております。

なお、1歳児・3歳児・4歳以上児については子どものための教育・保育給付費、また、国の1歳児配置改善加算の対象とならない施設を対象に大阪市独自事業として1歳児の配置について、それぞれ予算化を行い、配置基準が充足していると確認できる場合において、通常の運営費に上乗せして必要な経費を給付しております。

担当	こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 電話：06-6684-9345 こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（認可給付グループ） 電話：06-6208-8018
----	---

番号	<保育に関して> 2
項目	保育士確保のとりくみと成果・課題（公・民）を教えてください。
(公について回答)	
<p>広報周知等の取り組みとして、本市保育士の業務内容、配属先、先輩の声などを掲載した採用試験案内や募集要項を保育士養成校への情報提供といった間接的なアプローチとともに、本市保育士が実際に養成校を訪問し、学生との交流会を実施するなどの直接的なアプローチにも取り組んでおります。</p> <p>また、大阪市保育士・保育所支援センター主催の「保育士等就職フェア」に大阪市公立保育所の専用ブースを出展するなど、採用に関する広報周知に取り組んでおります。</p> <p>なお、令和3年度からは、潜在保育士をはじめ経験豊富な保育士を採用するため、社会人経験者保育士の試験区分を設けて、採用試験を実施し、一定の保育士確保に寄与しています。</p> <p>合格者の採用辞退が課題となっているため、合格発表から採用までの期間において、合格者を対象とした交流会の実施やメールマガジンの配信を行い、勤務に対する不安の軽減を図ることで、採用辞退者数の抑制に取り組んでおります。</p> <p>保育士不足は全国的な課題であり、本市としても確保に苦慮しているところです。育休任期付職員や会計年度任用職員の募集については、市ホームページ、X（旧ツイッター）を利用した情報発信や、ハローワークへの求人掲載、各区役所、各保育所、各サービスカウンター、市民情報プラザ、教育委員会、大阪市保育士・保育所等支援センター、養成校にパンフレットの配付を行うなど、複数の媒体を活用し広く発信することで多くの応募をいただけよう努めています。こういった、複数の媒体を活用し広く発信することにより一定の効果はあるものの、定数を下回る応募となっており、必要保育士を確保できていないことが課題となっています。</p> <p>大阪市公立保育所の保育士確保に向け、引き続き取り組んでまいります。</p>	
(民について回答)	
<p>全国的に保育士不足が極めて深刻な中、大阪市保育士・保育所等支援センターにおける潜在保育士の復職支援や新卒者の就職促進等に加え、保育補助者雇上げ強化事業、保育体制強化事業、保育士宿舎借り上げ支援事業等の国の保育人材確保事業のほか、本市独自事業である保育士の定着支援事業、保育士働き方改革推進事業、0歳児途中入所対策事業、1歳児保育対策事業等、各種の保育人材確保事業を実施し、必要な保育士確保に努めております。</p>	

	こども青少年局 企画部 総務課（人事グループ） 電話：06-6208-8637
担当	こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 電話：06-6684-9345
	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（企画調整グループ） 電話：06-6208-8031

番号	<保育に関して> 3
項目	熱中症や物価高騰の対策（補助金など）について教えてください。
(回答)	
国の重点支援地方交付金を活用し、令和5・6年度に「大阪市児童福祉施設等物価高騰対応支援金」として、財政支援策を実施したところです。また、令和7年4月には公定価格の改定が実施されたところであります、現時点ではその他の物価高騰対策を実施する予定はありません。	
本市としましては、本来、公定価格において物価高騰分を含めた単価設定されるべきものであるため、長期化する物価高騰が各施設に与える影響を的確に把握し、適切な単価改定について国へ要望してまいります。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（認可給付グループ） 電話：06-6208-8352

番号	<保育に関して> 4
項目	公立保育施設に関して検討されている計画について教えてください。
(回答)	
<p>公立保育所については、民間において成立している事業は民間に任せることとする市政改革の方針に基づき、セーフティーネットとしての直営の必要性を考慮しつつ、施設の状況に応じて、原則民間移管、民間移管が困難な場合は、補完的に委託化を推進することとしています。</p> <p>また、入所率が低く将来的にも保育需要の増加が見込めない保育所については、利用保留児童の発生状況、周辺地域の保育所の入所状況、施設の老朽化の状況、児童の保育環境及び地域の保育事情・ニーズなどを慎重に勘案し、受入先保育所の確保を条件として、当該公立保育所の統廃合・休廃止を検討することとしております。</p> <p>なお、公立保育所については、虐待や育児放棄の恐れがある児童、障がいのある児童、外国にルーツのある児童や保護者など、配慮や支援を必要とする児童や保護者を見守り、集団の中で共に育ちあう保育を推進するとともに、関係機関と連携しながら、配慮を要する児童や保護者を支援し、セーフティーネットの機能を果たせるように、また、民間の教育・保育施設を支援する役割を果たせるように、必要な箇所を存続したいと考えています。</p>	
担当	こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 電話：06-6684-9109

番号	<保育に関して> 5
項目	災害時における保育施設の役割について（公・民）、貴市の考え方や対策を教えてください。
(公について回答)	
公立保育所については、在籍児童については、引き続き保育を行う必要があるため、児童の安全確保を最優先としたうえで、災害時においても、施設及び施設周辺の安全確認と児童を受け入れるための職員体制の確保に努め、規模を縮小しても可能な限り開園することを原則としています。	
(民について回答)	
保育所における安全に避難できる計画の策定については、児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条第1項において、非常災害に対する具体的な計画を立て、不断の注意と訓練をするように努めなければならないと規定されており、第6条第2項では、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は行わなければならぬと規定されています。	
また、保育所保育指針においても同様に、緊急時の対応の具体的な内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアルの作成、定期的な避難訓練の実施などが示されています。	
こども青少年局としましても、災害時対応ガイドライン及び防災マニュアル作成の手引きを作成し、民間保育所に対して周知するとともに、マニュアルや避難訓練の実施の有無を確認しております。	
災害時の地域との連携についても保育所保育指針において、地域の関係機関との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること、避難訓練については地域の関係機関や保護者との連携の下に行なうなど工夫することと示されていることから、こども青少年局としましても、地域との連携は必要であると考えており、引き続き周知してまいります。	
担当	こども青少年局 幼保施策部保育所運営課 電話：06-6684-9345 こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（企画調整グループ） 電話：06-6208-8031

番号	<保育に関して> 6
項目	「こども誰でも通園制度」の本格実施にむけて現在のとりくみ状況を教えてください。 (量の見込みと確保・条例制定、実施事業者の選定など)
(回答)	
	<p>こども誰でも通園制度における量の見込みと確保方策については、令和6年度末に策定された「大阪市こども計画」に掲載しております。</p> <p>本市では改正された「児童福祉法」に基づき、こども誰でも通園制度を実施する施設等の基準を定めた「大阪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を令和7年2月に制定しました。今後、令和8年度の本格実施に向けて、改正された「子ども・子育て支援法」に基づき、運営に関する基準についても同様に条例を制定する予定となっております。</p> <p>民間の実施事業者の選定にあたっては、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、企業主導型保育施設、認可外保育施設、児童発達支援センターなどを対象に募集を行っており児童福祉審議会の意見を聴取したうえで、事業者の認可を行っております。本市では令和7年10月1日時点で、24施設（民間施設21施設、公立施設3施設）でこども誰でも通園制度を実施しております。</p>
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（企画調整グループ） 電話：06-6208-8665

番号	<保育に関して> 7
項目	I C T化導入状況（公・民）を教えてください。
(公について回答)	
公立保育所については、保育士の業務負担の軽減、保育に集中できる環境を整備する観点から、令和2年度より、保育補助システムを全保育所で導入し、保育の質の向上に努めています。	
(民について回答)	
保育 I C T システム導入状況について、令和7年1月に実施したアンケート調査の結果は下記のとおりです。	
<ul style="list-style-type: none"> ・対象施設数 770 施設のうち、704 施設が回答（回答率：91.4%） ・導入していると回答：624 施設（88.6%） 	
担当	こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 電話：06-6684-9345 こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（企画調整グループ） 電話：06-6208-8083

番号	<学童保育（放課後児童クラブ）に関する質問> 1
項目	子どもたちから聽かれる声、保護者から寄せられている声・要望を教えてください。
(回答)	
放課後児童クラブにおいて、毎年事業への満足度を確認するアンケートを実施しており、令和6年度は、次のような結果となっています。 放課後児童クラブ：回収数 約2,000・回収率約 6割・満足との回答 約8割 子どもの声を聴き、施策反映する方策については、上記アンケートにおいて、保護者が子どもの声を聞いたうえでご回答いただきており、事業を実施するうえでの参考としています。	
担当	こども青少年局 企画部 青少年課（放課後事業グループ） 電話：06-6684-9559

番号	<学童保育（放課後児童クラブ）に関する質問> 2
項目	今後の放課後施策・学童保育の整備計画にむけた考え方を教えてください。
(回答)	
本市の放課後事業は、市内の全ての小学校区において、留守家庭児童を含むすべての児童を対象に実施している「児童いきいき放課後事業」を中心とし、留守家庭児童を対象とする放課後児童健全育成事業を実施する民設民営の事業者（放課後児童クラブ）への補助事業を行っています。 いきいき活動室は小学校の設置状況に応じて整備し、放課後児童クラブには申請状況に応じて補助金を交付しており、こども計画の留守家庭のニーズ（量の見込み）を踏まえて、現行事業を継続する予定としています。	
担当	こども青少年局 企画部 青少年課（放課後事業グループ） 電話：06-6684-9559

番号	<学童保育（放課後児童クラブ）に関する質問> 3
項目	指導員の確保・定着の状況、正規・フルタイム配置の考え方、国の「常勤・複数配置」の補助活用の状況について教えてください。
(回答)	
	<p>指導員の確保・定着については、放課後児童支援員等の安定した雇用が行われるよう、令和4年からは、収入を3%程度引き上げるための費用を補助する「放課後児童支援等処遇改善事業補助金」を実施しています。また、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」により、放課後児童支援員の経験等に応じた処遇の改善を促進しています。</p> <p>加えて、令和6年度より、国の新基準を踏まえた「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準を新設し、補助金の拡充を行っており、令和7年7月現在で、7割以上の放課後児童クラブにおいて、新基準による補助が活用されています。</p>
担当	こども青少年局 企画部 青少年課（放課後事業グループ） 電話：06-6684-9559

番号	<学童保育（放課後児童クラブ）に関する質問> 4
項目	改正運営指針について、市として周知や研修などの実施状況や予定、改正点をふまえて実施（検討）されていることを教えてください。
(回答)	
	<p>改正後の「放課後児童クラブ運営指針」及び「放課後児童クラブ運営指針解説書」について周知するとともに、新たに記載された「放課後児童クラブでの虐待等子どもの権利が侵害される事案が発生した場合の対応」、「プール等入水時の事故防止」及び「自動車を運行して送迎支援を行う場合の乗車・降車時の所在確認」等の具体的な対応方法等について周知しています。</p> <p>また、放課後児童クラブの職員による虐待が発生した場合の通報を受理する体制等を整えています。</p>
担当	こども青少年局 企画部 青少年課（放課後事業グループ） 電話：06-6684-9559